

## 資料編

### 1. 泉佐野市地域福祉推進審議会・

#### 泉佐野市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

◎：会長 ○：副会長 （敬称略・順不同）

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	◎鈴木 大介	大阪成蹊短期大学 幼児教育学科准教授	
	○金田 喜弘	佛教大学 福祉教育開発センター講師	
	平田 佳之	平田佳之法律事務所 弁護士	
地域福祉団体の代表者	大南 典彦	泉佐野市町会連合会 副会長	R2.4.13まで
	馬場 定一	泉佐野市町会連合会 副会長	R2.4.14から
	森 正一	泉佐野市長生会連合会 会長	R2.3.31まで
	岡野 秋喜	泉佐野市長生会連合会 会長	R2.4.1から
	東谷 寛治	泉佐野市身体障害者福祉会 会長	
	坂本 満里	泉佐野障害児（者）を守る会 会長	
	川島 岩夫	三枝会家族会 会長	
	山中 辰也	公益社団法人 泉佐野市人権協会 副理事長	
	中西 常泰	泉佐野市民生委員児童委員協議会 会長	
	西願 幸雄	社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会副会長	
保健・医療・福祉施設等の代表者	新山 一秀	社団法人 泉佐野泉南医師会 副会長	
	中 由美	大阪府 泉佐野保健所 企画調整課長	
	中村谷 淳子	泉佐野市民間社会福祉施設協議会 会長	
	杉岡 繁昭	泉佐野民間保育協議会 会長	
	森 基	泉佐野市校園長会 会長	R2.3.31まで
	神於 正博	泉佐野市校園長会 会長	R2.4.1から
公募市民	三木 とよ子	市民公募委員	
	芝田 栄美	市民公募委員	R2.8.12まで
	土原 直美	市民公募委員	
	直江 幸子	市民公募委員	

## 2. 泉佐野市地域福祉推進審議会規則

平成16年3月29日

泉佐野市規則第3号

改正 平成24年3月30日泉佐野市規則第9号

平成27年2月5日泉佐野市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成12年泉佐野市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉佐野市地域福祉推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 保健医療福祉施設等の代表者
- (4) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。
- 3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日泉佐野市規則第9号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月5日泉佐野市規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

### 3. 泉佐野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉や社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力して、泉佐野市の地域福祉の推進を目指して「地域福祉活動計画」の策定および推進のための委員会を設置する。

(名称)

第2条 この委員会は泉佐野市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は地域福祉活動計画の策定・推進に関する調査及び検討を行うものとする。

(委員の構成)

第4条 この委員会は20名以内をもって構成する。

2 委員会は別表で掲げる委員で組織し、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選において選出する。

3 委員長は議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あった時は、その職務を遂行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要とするときには、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(作業部会の設置)

第9条 委員会が必要とするときには、委員会の審議事項を調査及び研究をさせるため、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、泉佐野市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改定のうえ、施行する

## 4. 泉佐野市地域福祉庁内推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、庁内関係室課からなる、泉佐野市地域福祉庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、事業の実施に係る検討及び調整に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は別表に定める関係課の課長級の職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、健康福祉部地域共生推進課長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定める者をもってその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、運営を円滑に行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の所掌庶務、構成及び運営方法は、委員会において定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行する。

この要綱は、平成17年6月17日から施行する。

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 名	関係課
市長公室	政策推進課
市民協働部	自治振興課
	人権推進課
生活産業部	まちの活性課
	環境衛生課
健康福祉部	生活福祉課
	地域共生推進課
	介護保険課
	健康推進課
	国保年金課
こども部	子育て支援課
都市整備部	都市計画課
	建築住宅課
	道路公園課
教育部	学校教育課
	生涯学習課
	青少年課
	スポーツ推進課

## 5. 策定の経過

年月日	項目	主な内容
令和元年 (2019年) 7月3日	第1回地域福祉庁内 推進委員会 (市関係各課18課)	◇策定方針、策定スケジュール
7月26日	第1回地域福祉庁内 推進委員会作業部会 (市関係各課18課、C SW、社会福祉協議会)	◇策定方針・策定スケジュール ◇大阪成蹊短期大学 鈴木准教授による講演 ◇2次計画評価表作成依頼 ◇住民アンケートについて
8月23日	第1回地域福祉推進 審議会・地域福祉活 動計画推進委員会	◇策定方針、策定スケジュール ◇泉佐野市福祉分野における地域共生社会の実現につ いて
10月9日	第2回地域福祉庁内 推進委員会作業部会	◇アンケート対象・内容の提案・意見聴取
11月6日	第2回地域福祉庁内 推進委員会	◇作業部会の報告について ◇アンケート調査等について
11月22日	第2回地域福祉推進 審議会・地域福祉活 動計画推進委員会	◇作業部会の報告について ◇アンケート調査等について
12月～令和 2年8月	ヒアリング調査の実 施	◇社会的要援護者を支援している相談支援機関の担当 者等を対象とした調査
令和2年 (2020年) 1月28日	第3回地域福祉庁内 推進委員会	◇アンケート調査及びヒアリング等について ◇地域再犯防止推進支援計画について ◇成年後見制度利用促進基本計画について
2月21日～ 3月10日	アンケート調査の実 施	◇住民、保護者、子どもを対象とした地域福祉計画策定 に関するアンケート調査
2月28日	第3回地域福祉推進 審議会・地域福祉活 動計画推進委員会	◇アンケート調査及びヒアリング等について ◇地域再犯防止推進支援計画について ◇成年後見制度利用促進基本計画について
11月6日	第4回地域福祉庁内 推進委員会	◇泉佐野市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) について
11月20日	第4回地域福祉推進 審議会・地域福祉活 動計画推進委員会	◇泉佐野市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) について



年月日	項目	主な内容
令和3年 (2021年) 1月28日	第5回地域福祉庁内 推進委員会	◇これまでの策定経過について ◇泉佐野市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について
2月1日～ 2月15日	パブリックコメント 募集	◇ホームページ、市役所情報公開コーナー、地域共生推進課窓口で閲覧できるよう配架し、市民の意見を募集
2月19日	第5回地域福祉推進 審議会・地域福祉活 動計画推進委員会	◇泉佐野市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について 【資料配布による意見聴取のみ】

## 6. 用語解説

### 【アルファベット】

---

#### ◆CSW

【⇒p.89 コミュニティソーシャルワーカー (CSW)、p.89 施設CSW】

#### ◆NPO

「NPO」とは「Non-Profit Organization」(非営利組織)の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」といいます。

### 【あ行】

---

#### ◆一斉パトロール運動

子どもの登下校の見守り活動を強化しようと、泉佐野市教育委員会・PTA・町会・地区福祉委員会などの各種団体が子どもの下校時にあわせて一斉に地域内をパトロールする運動です。

#### ◆インフォーマルサービス

非公式なサービス(支援)のこと。家族間の助け合いや、制度外のボランティア等による助け合い活動などを指します。

#### ◆エンパワメント

社会的な制約によりそれまで発揮できずにいた、本来その人が持っている力を発揮できるよう、支援や条件整備を行うことで、主体的に意思決定や社会参加を行い、自らの生活や環境に働きかけていけるようにすること。

### 【か行】

---

#### ◆介護保険制度

被保険者が利用する際に、介護保険から給付を得られる制度です。サービスの提供は、指定を受けた民間事業者から行われますが、被保険者の保険料と税金から支払われる保険給付の対象となるためには、様々な基準が定められていることもあり、公的サービスの一種と位置づけられています。介護保険給付を受けるには、被保険者が市に申請をし、要介護(要支援)認定を受けることが必要です。

#### ◆核家族化

「核家族」とは、夫婦と未婚の子どもで成り立つ家族のことを指します。親子三世代で同居する世帯が減少し、核家族が増加していくことを指しています。

#### ◆基幹相談支援センター

障害者の相談、情報提供、助言を行う相談機関。地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。

#### ◆虐待

自分の養護下にある存在に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うことを指します。一言に虐待といっても、対象や種類は様々です。

#### ◆協働

行政、市民、事業者及び地域団体などが、地域の課題を共有し、共通の公共的目的に向かってそれぞれに果たす役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。

#### ◆ケアマネジャー

ケアマネと略します。介護保険法に規定されている介護保険制度上の介護支援専門員にあたります。利用者のケアプラン（介護支援計画）を作成し、介護保険サービスの調整を行います。

#### ◆健康マイレージ

「健康マイレージ」とは、市民の健康づくりの促進と、健康づくりに対する意識を広く普及することを目的とした事業です。健康づくり実践や、健康講座の受講、検診の受診などの条件を達成して1,000点集めると、地域ポイント「さのぼ」（1,000ポイント）に交換できます。

#### ◆権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人（寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者）の権利を守り、その人の思いや、その人にとって必要な支援を表明することを支援したり代弁したりすること。

#### ◆高齢者

行政の統計上、65歳以上の人を「高齢者」と定義しています。また、高齢者のうち、65歳～74歳までの人を「前期高齢者」、75歳以上の人を「後期高齢者」と呼びます。75歳以上の方は、「有病率（病気になる人の比率）」が増加し、寝たきりや認知症の発生率も高くなって、特に施策上の支援が必要なために、「後期高齢者」として区別することがあります。

#### ◆コーディネーター

物事を調整し、まとめることを言います。社会福祉においては、様々な施設や機関、人からの支援が同時に必要になる場合に、互いに連携を図り、それぞれの役割を調整しながら全体としての支援を行うことが必要な場面が多くあり、その調整役の人を「コーディネーター」と呼びます。

#### ◆コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体を指します。

#### ◆コミュニティカフェ

地域社会の中で「たまり場」「居場所」になっているところの総称です。市民の出会いと交流の場、情報発信の拠点として、様々な運営形式のコミュニティカフェがあります。

#### ◆コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う人のことを指します。

本計画において、CSWと表記しているときには、泉佐野市コミュニティソーシャルワーカー配置事業によって配置された相談員を指しています。

#### ◆コミュニティバス

市内4ルート(北回り・中回り・南回り・田尻回り)で運行しており、公共施設への外出や日常の買い物、通院等に誰でも利用できる無料のバスです。

### 【さ行】

---

#### ◆災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。

#### ◆サロン活動

地域で高齢者や障害児・者、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。また、地域で交流の場をもうけることで住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりをめざすものです。

#### ◆施設CSW

社会貢献事業に関わる各社会福祉施設の担当職員を施設CSWといいます。【⇒p.90 社会貢献事業】

#### ◆自主防災組織

日本において災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織です。本市では、平成24(2012)年度より、地域自主防災組織の登録制度を始めました。

#### ◆市民後見人

親族以外の一般市民による成年後見人を指します。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から後見人として選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う制度です。自治体などが行う養成研修を受講した人が市民後見人候補者として登録され、支援が必要な人が現れたときに、家庭裁判所から選任される形をとります。社会貢献型後見人と呼ばれることもあります。【⇒p.92 成年後見制度】

#### ◆社会貢献事業

社会貢献事業とは、老人福祉施設に配置されるコミュニティソーシャルワーカー（施設CSW）と、府社協が雇用し配置する社会貢献支援員が、地域の関係機関と共に、生活困窮に陥った様々な方に寄り添い、これからの生活について一緒に考え、必要な福祉サービスにつないだり、日常生活の見守りを行うなど抱えている課題の解決に向けて取り組み、必要に応じて現物給付による経済的援助を行う事業です。

経済的援助の原資として、老人福祉施設をはじめとする社会福祉法人が毎年拠出し、府社協に社会貢献基金を設置しています。

#### ◆社会参加

社会人として、社会の一翼を担うことを指します。就業することのみでなく、人々が集まる場所に参加して他の人と交流することなども指します。

#### ◆社会資源

生活上のニーズを充足する様々な物資や人材、制度、技能の総称です。行政などから提供される制度サービスなどのフォーマルサービスと、近隣の人々や友人などのインフォーマルサービスに分類されます。【⇒p.87 インフォーマルサービス、p.95 フォーマルサービス】

#### ◆社会福祉協議会（社協）

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。民間団体ですが、社会福祉法 109 条に位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを行うこととされています。

#### ◆社会福祉施設

社会福祉事業を行う施設（救護施設、養護老人ホーム、児童養護施設、障害者更生施設など）のこと。

#### ◆社会福祉法人

社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人。都道府県知事や厚生労働大臣の認可を受け、設立の登記をすることによって成立します。

### ◆社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

### ◆障害

身体や精神面の機能が十分に働かず、活動に制限があり、それによって社会生活を送る上で他の人よりも不利な状態におかれていること。

かつては近視でも生活することが困難でしたが、現代においては眼鏡をかければ補える範囲の近視は、社会参加上の問題となくなりました。このように、障害は、個人の身体的・精神的機能の問題というよりも、その人の暮らす社会環境が問題を発生させているといえます。

### ◆小地域ネットワーク活動

小地域を単位として近隣の人々が要援護者に対する見守りや交流を行う活動を指します。本市及び社会福祉協議会では、小地域ネットワーク活動として、①個別援助活動（個人に対して行われる見守りをはじめとした様々な支援活動）と、②グループ支援活動（小地域で行われる「いきいきサロン」「子育てサロン」「世代間交流事業」などの様々な交流事業）を行った地区福祉委員会に対して、活動助成金を拠出しています。【⇒p.89 サロン活動】

### ◆自立

「自立」には、「身辺自立」「経済的自立」「社会的自立」「精神的自立」などがあります。社会福祉においては、精神的自立や社会的自立といった、自己決定に基づく主体的な生活を送ることを尊重する必要があることが強調されています。

### ◆人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：ACP）

人生の最終段階における医療・ケアについて、本人の人生観や価値観、希望に沿った支援ができるよう、本人を中心として家族や支援・医療に関わる人が話し合い、意思決定を支援する取り組みです。

### ◆身体障害者

肢体不自由、視覚、聴覚、平衡感覚、音声または言語障害、心臓機能、呼吸器機能などの障害を受けている人のことを指します。

### ◆スマイルサポーター

大阪府内の民間保育園でつくる府社会福祉協議会保育部会が、民間認可保育園 275 ヶ所で始めた制度です（地域貢献支援員 愛称：スマイルサポーター）。

保育園を育児や介護、虐待問題などを早期にキャッチする地域の拠点にする試みで、民間保育園にいる育児相談員の中から研修を受けた相談員を知事が支援員として認定しています。

#### ◆生活困窮者

「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています。生活保護の対象者だけでなく、現在は生活保護を受けてはいないけれども、将来的には受給対象者になるおそれのある人を含めています。

生活困窮者には経済面での困窮に対する支援だけでなく、多くの貧困世帯に発生している社会的孤立に対する支援が重要です。

#### ◆精神障害者

精神疾患(精神障害)によって、社会的な生活を営む上で、障害がある人を指します。

#### ◆成年後見制度

病気・障害などによって判断能力が欠如している成人について、家庭裁判所によって選定された後見人が本人を代理して法律行為の一部を行うことで、その成人を保護・支援する制度のことです。

制度開始当初は、親族が後見人になることが多かったのですが、近年は、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職やNPO法人、市民後見人などの本人と血縁関係にない第三者が後見人に就くことも増えてきています。【⇒p.90 市民後見人、p.96 法人後見】

#### ◆セーフティネット

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。いわゆる社会保障の仕組みのことを指します。

#### ◆世代間交流

核家族化が進む中で、子どもと高齢者が交流する機会が減ってきています。子ども世代、親世代、高齢者世代など、複数の世代が一同に会して交流することで、地域の絆づくりや、知識の伝承を図る活動です。【⇒p.91 小地域ネットワーク活動】

#### ◆セルフヘルプグループ

同じような問題・課題を持つ人々が、自分の問題を自分たちで解決するために専門職から独立して形成されたグループのことで、自助グループなどと呼ばれることもあります。【⇒p.94 当事者団体】

#### ◆専門職

専門職(専門的職業とも呼ぶ)の定義はまちまちですが、専門職が備えていなければならない基本的な要件は、「(1)体系的な知識(学問)を長期間学ばないと就けない職業であること」「(2)自己の利益追求よりはむしろ公共への奉仕を指向していること」の2点です。

具体的には、医師や弁護士がその代表的なものです。その他、地域福祉に関係する専門職としては、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、ケアマネジャーなど様々な専門性を必要とする職種があります。

## 【た行】

---

### ◆ダブルケア

子育てと介護とを同時期に行わなければならない状況のことです。また、そのような状況にある人のことをダブルケアラーと呼びます。

### ◆地域福祉

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。地域福祉は、ホームヘルプサービスなどの法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

### ◆地域福祉活動

地域で生まれ、支え合いながら暮らしている中で、どうしても自分や家族だけでは解決できない困りごとに直面することがあります。困りごとがおきても、これまでつくりあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りを持って、地域の一員として普通の生活を送るようになることを目的とした地域の活動を、特に地域福祉活動（あるいは住民福祉活動）と呼びます。

### ◆地域包括ケアシステム

誰もが、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される支援体制のことです。

また、そのような支援体制を構築するために、関係機関・団体が集まり、支援の課題や利用できる社会資源等について検討する会議を、地域ケア会議と呼びます。

### ◆地域包括支援センター

介護保険法では高齢者を対象とした様々な相談支援を行う機関として規定され、市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などが配置されます。

本市では、複雑化・複合化する課題に対応するため、高齢者、障害者、生活困窮、母子などを対象とする全世代型・全対象型のセンターとして、本人や家族からの相談に対応し、様々な支援が継続的に提供されるように調整する役割を担っています。

### ◆地区福祉委員会

地区福祉委員会は、住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的として、その地域内で活動している各種団体によって構成された組織です。

そこに住むすべての住民が安心して暮らしやすいまちづくりを、住民が主体になって、知恵と力を出し合って、地域総ぐるみで推進する役割を持っています。中でも、日常生活を送っていく上で、何らかのハンディキャップがあったり、援助が必要であったりする高齢者や障害者、子どもたちが差別されずに、地



域社会の一員として尊重され、生活していけるような地域社会を実現することを目的としています。本市では、市内全域・14地区の地区福祉委員会が組織されています。

#### ◆知的障害者

知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人をいいます。

#### ◆町会・自治会

地域に住む市民が自主的に、自ら暮らす地域のことを考え、地域のまちづくりを推進し、住民同士の交流を目的として組織された団体です。市の広報配布、青少年の健全育成、防犯、防災活動、環境美化、福祉ネットワーク活動など様々な活動を行っています。

#### ◆当事者団体

当事者団体とは、社会問題の当事者が自分たちの問題を自分たちで解決するために集まってつくった団体を指します。会員間の交流による孤立感の解消や情報交換による問題解決の促進とともに、制度サービス・福祉サービスの受け手としての消費者団体として、当事者の思いを他の市民や行政に伝える役割を果たしています。【⇒p.92セルフヘルプグループ】

### 【な行】

---

#### ◆ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求・必要・要求などと訳されます。

#### ◆ニート

「ニート」とは、Not in Education, Employment or Training (NEET)という英語から来た言葉で、就学・就労をしておらず、また職業訓練も受けていない状態のことを言います。

#### ◆日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

#### ◆認知症

認知症とは加齢による記憶障害を主とした病気全般を指します。認知症には脳血管障害によるもの、アルツハイマー病などの変性疾患によるもの、その他様々なものが含まれます。

認知症は、病気によって損傷を受けた脳の部位によって症状が異なり、単なる記憶力の低下だけではなく、めまい、しびれ、言語障害、知的能力の低下など様々な症状を示す特徴があります。

#### ◆認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。小中学生は認知症ジュニアサポーターと言います。

#### ◆ネットワーク

地域福祉における「ネットワーク」とは、人や組織の広がりを持ったつながりを指します。

### 【は行】

---

#### ◆8050 問題

中高年のひきこもり状態にある子どもが高齢の保護者に経済面や生活面で依存する状態に陥ることを社会的な問題として取り上げる言葉です。

#### ◆バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいっていましたが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁を含めて、それらを取り除くことをいいます。

#### ◆ひきこもり

特定の病気や障害ではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉です。厚生労働省の定義などを参考にすると、自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係がない状態が6ヵ月以上続いている状態を指します。

程度は人によって異なり、まったく自宅や自室から出られない人だけでなく、買い物のために外出することはできる人もいます。

#### ◆避難行動要支援者

他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人々をいいます。

#### ◆ファミリーサポートセンター

子育てを手伝ってほしい人（利用会員）と、子育ての手助けができる人（提供会員）が、お互いに会員になり、支え合う援助活動において、会員登録と会員間の橋渡し役として調整するのがファミリーサポートセンターです。

#### ◆フォーマルサービス

生活保護制度や、介護保険サービス・障害者福祉サービスなどの法律や制度に基づき提供される公的な制度サービスを指します。

#### ◆福祉サービス事業所

本計画では、民間の事業者のうち、社会福祉事業や介護保険サービス、障害者福祉サービスなどを指して特に福祉サービス事業所と記載しています。

#### ◆福祉避難所

避難行動要支援者のために特別の配慮がなされた避難所。

施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することが想定されています。市町村は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、避難行動要支援者に配慮した避難所の確保に努める必要があります。

#### ◆プラットフォーム

地域福祉では、支援や連携のための「基盤」または「場」という意味で使われる言葉です。

#### ◆ふれ愛収集

本市が実施している、高齢者や障害者など、自力で決められた場所に家庭ごみを持ち出すことが困難な世帯を対象に、ごみを戸別収集する事業です。希望者には声かけを行い、安否確認も行っています。

#### ◆法人後見

NPO や社会福祉法人などの、法人が成年後見人になることを指します。【⇒p.92 成年後見制度】

#### ◆ボランティア

「自由意思」を意味するラテン語の「ボランタス」が語源で、単なる無報酬の奉仕活動という意味ではなく、自己の自発的・主体的な意思によって社会問題の解決や必要とされている活動を理解・共感し、勤労とは別に労働力、技術、知識を提供することを言います。

ボランティアには、自発性・無償性・社会性・創造性が求められます。

#### 【ま行】

---

#### ◆民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています（任期は3年、再任可）。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたりるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。

## 【や行】

---

### ◆ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

具体的には、多機能トイレや、目を開けなくてもシャンプー・リンスを区別できる容器のギザギザなどにみられる工夫を指します。

### ◆要援護者

何らかの社会的援護(支援)を必要とする人のことです。

### ◆要介護認定

介護保険制度において、被保険者がどの程度の介護を必要としているのかの程度を判定することを指します。

要介護認定・要支援認定は、被保険者からの申請を受けて、保険者である市区町村の介護認定審査会が行います。判定は、国が定める認定基準に基づいて行われ、「要支援 1・2」「要介護 1～5」の7段階で認定され、「要介護 5」が最も介護を要する状態です。自立とみなされる場合は「非該当」と判定されます。

## 【ら行】

---

### ◆隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設です。

地域共生社会の実現に向けた市町村における体制整備において、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有している関係機関の一つです。

## 【わ行】

---

### ◆ワークショップ

ももとは「仕事場」「工房」「作業場」など、共同で何かをつくる場所を意味していました。しかし、最近では問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法としてこの言葉が使われることが多く、あらゆる分野で「ワークショップ」が行われています。「ワークショップ」は一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルです。

ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されます。

近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられています。

◆ワンストップ

1つの窓口が中心となって関連するすべての必要な支援の紹介を受けられるように調整することを指します。

# いずみさの みんなの絆プラン

【第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画】

令和3（2021）年3月

編集・発行

泉佐野市 健康福祉部 地域共生推進課

〒598-8550

泉佐野市市場東一丁目 295 番地の3

TEL : 072-463-1212（代表）

FAX : 072-463-8600

泉佐野市社会福祉協議会

〒598-0002

泉佐野市中庄 1102 番地

TEL : 072-464-2259

FAX : 072-462-5400

